

平成二十一年六月五日提出  
質問第五〇四号

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

いわゆる足利事件で容疑者とされた人物が釈放された件に関する質問主意書

一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女兒が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、服役中だった菅家利和さんが、女兒の下着に付着していた体液のDNA型が菅家さんのものとは一致しないとの鑑定結果が出たことを受け、本年六月四日、千葉刑務所から釈放された。右を踏まえ、質問する。

一 菅家さんが逮捕された当時、栃木県警が実施したMCT118のDNA鑑定技術は、別人で一致する可能性が千人に一・二人と、現在の四兆七千億人に一人というものと比較すれば、その精度はかなり低いものであったと承知する。また報道によれば、そもそも殺害された女兒の下着に付着していた体液のDNA型は菅家さんのDNA型と一致していなかったとのことであるが、それでもなぜ、栃木県警として菅家さんの逮捕に踏み切ったのか、政府、特に警察庁として、その経緯を詳細に把握しているか。

二 菅家さんは釈放された六月四日、記者会見を開き、逮捕された当時の栃木県警による取り調べの様子について、「刑事たちの取り調べが厳しく、髪の毛を引っ張られたり、け飛ばされたりした。無理やり責められ、『白状しろ』『早くしゃべって楽になれ』と言われ、どうしようもなくなって自白してしまった」

と語っているが、当時、栃木県警の警察官により、菅家さんの取り調べに際して右の様なことが行われたというのは事実か、政府、特に検察庁、警察庁として把握しているか。

三 二が事実ならば、菅家さんの取り調べに際し、当時栃木県警の警察官が菅家さんに対してこの様な暴力行為を働いたことに関し、政府、特に検察庁、警察庁としてどの様な認識を有しているか。

四 二で触れた様に、容疑者の取り調べに際して、け飛ばす、髪の毛を引っ張る等の暴力行為を行うことは、暴行以外の何物でもなく、何ら正当性を有するものではないと考えるが、政府、特に検察庁、警察庁として、取り調べに際して、右の様な暴力行為を行うことを奨励しているか。

五 菅家さんの事例の様に、取り調べにおいて警察官が容疑者に対して暴力行為を働き、当該警察官に対して処分が下された事例はこれまで何件あるか。その詳細と共に明らかにされたい。

六 菅家さんの事例の様に、取り調べにおいて検察官が容疑者に対して暴力行為を働き、当該検察官に対して処分が下された事例はこれまで何件あるか。その詳細と共に明らかにされたい。

七 現在警察庁として、警察官が取り調べを行う際、それが適正なものとなる様、別室より他の警察官がその様子を監視する仕組みがとられていると承知するが、右により実際にどの様な効果があったと、現時点

で警察庁は認識しているのか説明されたい。

八 検察庁において、取り調べの一部を録画・録音する等の可視化を実施していると承知するが、右により実際にどのような効果があったと、現時点で検察庁は認識しているのか説明されたい。

九 今次の菅家さんの事例の様に、密室での取り調べに際し、容疑者に暴力行為を行い、恐怖心に駆られた容疑者が結果として自白をしてしまうという事実があることは紛れもない事実であると考え。このようないわゆるえん罪を防ぐためには、やはり取り調べの全面可視化を実施し、警察官、検察官による非人道的な取り調べを防止することが絶対的に必要であると考え、政府、特に検察庁、警察庁の見解を示されたい。

十 政府、特に検察庁、警察庁として、菅家さんと同様の事例が発生することを防止するため、今後どのような対応をとる考えでいるのか説明されたい。

十一 東京高等検察庁は今次の菅家さんの事例に関し、「DNA鑑定が再審開始の要件である無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する蓋然性は高いといわざるを得ない」、「以上の通り、検察側鑑定人による鑑定は刑訴法に定める無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当する蓋然性が高いので、本件再審の開始に

については、裁判所において、しかるべく決定されたい。」と、菅家さんが無罪である可能性が高い旨、意見書において述べている。少なくとも、菅家さんの事例に係るこれまでの検察庁の手続きには重大な瑕疵があつたことは事実であるが、右の点につき、検察庁として菅家さんに謝罪をする考えはあるか。

右質問する。